
規 則

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

高知県クリーニング業法施行細則（平成7年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式中「手札型の大きさとし、出願前6月以内に正面で撮影したもので、裏面に氏名及び撮影年月日」を「出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名」に、「証明する書類」を「証明する書類（氏名に変更があるときは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあっては、住民票の写しその他氏名に変更があることを証明することができる書類）を含みます。）」に改める。

別記第14号様式注1中「又は抄本」を「若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあっては、住民票の写しその他氏名に変更があったことを証明することができる書類）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

規 則

- ◎ 高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規
則